

## 王子スポーツクラブ会則施行細則

(平成 20 年 4 月 1 日 制定)  
(平成 20 年 7 月 1 日 改訂)  
(平成 21 年 4 月 1 日 改訂)  
(平成 22 年 3 月 8 日 改訂)  
(平成 22 年 6 月 24 日 改訂)  
(平成 24 年 4 月 1 日 改定)

### 第 1 条 (趣旨)

この細則は王子スポーツクラブ会則の施行に関し必要なことを定める。

### 第 2 条 (部門)

王子スポーツクラブ (以下「当クラブ」という。) は、陸上部門、サッカー部門、アメフト部門、フットボール部門、陸上団体部門及びサッカー団体部門とする。

### 第 3 条 (入会)

個人会員として陸上部門、サッカー部門、アメフト部門、フットボール部門に入会しようとする者は、様式第 1 の入退会届出書を当クラブへ提出し、承認を受けなければならない。

2 団体会員として、サッカー部門、陸上部門に入会しようとする団体は、様式第 2 の入退会届出書を当クラブへ提出し、承認を受けなければならない。なお、入会可能な団体は、運営委員をつとめる神戸市サッカー協会、神戸市陸上競技協会が認めるものに限る。

### 第 4 条 (退会)

当クラブを退会しようとする時は、前前月の 5 日までに様式第 1 又は様式第 2 の入退会届出書を当クラブに提出しなければならない。また、すでに納入済の会費等については全額返却しないこととする。

### 第 5 条 (会員の義務)

当クラブの会員は、クラブのメンバーシップの意味を理解のうえ、当クラブの会則ならびに会則施行細則を遵守し、クラブメンバー全員が、楽しくスポーツを続けられるように次のことを理解して活動を行う。

2 会員がスポーツ活動のみに限らず、当クラブの運営にも積極的に参画して自主自立の精神で運営するスポーツクラブを目指す。

3 身体を動かす喜び、技術が向上する喜び並びに当クラブ会員のコミュニケーションを通じてスポーツの喜びを実感できるスポーツクラブを目指す。

4 世代、性別、競技レベルの差異を共有しあい、スポーツを通じて幅広い交流ができるスポーツクラブを目指す。

### 第 6 条 (会費)

当クラブの会費については、別表 1 に定める会費を前月 27 日に指定の銀行口座等から自動引き落としで納める。

### 第 7 条 (会員証)

当クラブの会員は、当クラブの活動期間中は様式 3 に定める会員証を携帯しなければならない。

### 第 8 条 (健康管理)

健康管理は、自己の責任において行うこととし、体調に異変等が生じた時は速やかに申し出て事故防止につとめる。

### 第 9 条 (クラブ固有物の管理)

当クラブとして所有すべき設備・備品・用具等は、王子スポーツクラブの事務局が管理する。

### 第 10 条 (個人所有物の管理)

個人所有の用具については、会員個人が責任をもって管理する。

### 第 11 条 (改廃)

この施行細則を改廃する場合は、運営委員会の承認を得て行うものとする。

### 附則

この施行細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### (別表 1)

- ・陸上団体会員 11 回 1,000 円の回数券を利用 (年会費 1,500 円)
- ・サッカー団体会員 月額 250,000 円 (年会費を含む)
- ・陸上会員
  - 一般 月額 2,000 円
  - 大学生 月額 1,500 円
  - 高校生 月額 1,000 円
  - 中学生 月額 800 円
  - 年会費 1,500 円
  - 保険代 (高校生以上 1,850 円 中学生 800 円)
- ・サッカー会員
  - 一般 月額 5,000 円
  - 年会費 1,500 円
  - 保険代 (年額) 1,850 円
- ・アメフト会員
  - 中学生 月額 4,000 円
  - 年会費 1,500 円
  - 保険代 (年額) 800 円
- ・フットボール会員
  - 小学生 月額 1,500 円
  - 年会費 1,500 円
  - 保険代 (年額) 800 円